

事業所税の手引き



久 留 米 市

目 次

1	はじめに	P. 1
2	事業所税の概要	P. 2
(1)	事業所税の使途	P. 2
(2)	事業所税の課税団体	P. 2
(3)	事業所税の構成	P. 3
(4)	免税点の判定と課税の判定	P. 3
(5)	事業所税の課税の流れ（資産割・従業者割）	P. 4
3	課税対象	P. 6
(1)	事業の範囲	P. 6
(2)	事業所等の範囲	P. 6
4	納税義務者	P. 7
(1)	共同事業	P. 7
(2)	共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）	P. 7
(3)	人格のない社団等	P. 7
(4)	実質課税の原則	P. 7
(5)	清算中の法人の場合	P. 7
5	資産割	P. 8
(1)	資産割の課税標準	P. 8
(2)	資産割の税率	P. 12
(3)	資産割の免税点	P. 12
6	従業者割	P. 18
(1)	従業者割の課税標準	P. 18
(2)	従業者割の税率	P. 21
(3)	従業者割の免税点	P. 22
(4)	従業者の範囲一覧表（免税点と課税標準）	P. 24
7	非課税（資産割・従業者割共通）	P. 26
(1)	非課税の範囲	P. 26
(2)	非課税の適用	P. 26
8	課税標準の特例（資産割・従業者割共通）	P. 28
(1)	課税標準の特例の範囲	P. 28
(2)	課税標準の特例の適用	P. 28

9 減免（資産割・従業者割共通）	P. 29
(1) 減免の範囲	P. 29
(2) 減免の適用及び申請	P. 29
10 共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）	P. 30
(1) みなし共同事業の概要	P. 30
(2) みなし共同事業の免税点及び課税標準の算定例	P. 33
11 事業所税の申告納付	P. 34
(1) 事業所税の申告が必要な方	P. 34
(2) 申告納付期限	P. 34
(3) 申告納付の場所	P. 34
(4) その他の申告	P. 34
(5) 更正・決定等	P. 35
(6) 延滞金・加算金	P. 36
12 別表等（非課税・課税標準の特例・減免）	P. 38
(1) 別表 1：非課税対象施設一覧表	P. 38
(2) 別表 2：課税標準の特例対象施設一覧表	P. 47
(3) 別表 3：減免対象施設一覧表	P. 49
13 事業所税の申告書の記載例	P. 51
・設例	P. 51
・第 44 号様式（申告書）	P. 52
・第 44 号様式別表 1（事業所等明細書）	P. 54
・第 44 号様式別表 2（非課税明細書）	P. 56
・第 44 号様式別表 3（課税標準の特例明細書）	P. 58
・第 44 号様式別表 4（共用部分の計算書）	P. 60

参照条文等の凡例

根拠法令・参照条文等は次の略号をもって表示しています。

1 法令

「地方税法」→法 「地方税法施行令」→令 「地方税法施行規則」→規
「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」→通知

2 条文の表示

(1) 条、項、号は算用数字で表示します。

(2) 項は算用数字を○で囲み、号は（ ）で括って表示します。

[例] 地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 6 号→法 701 の 31① (6)

この手引きは、平成 26 年 4 月 1 日現在の税制に基づき作成をしています。

今後、法令の改正等により内容の変更もありえますので予めご了承願います。

1 はじめに

「事業所税」は、地方税法で人口 30 万人以上の都市等が課税することを義務付けられた目的税で、その内容は、固定資産税や法人市民税と同じく、同法第 701 条の 30 から細かく規定されています。

私たちが暮らす都市には、道路、ごみ処理、公害防止、上下水道、公園、学校、図書館など都市基盤の整備を要する、都市特有の財政需要が多く存在します。

「事業所税」は、そうした都市の自主財源を充実する見地から、行政サービスと企業活動との受益関係に着目して、人口 30 万人以上の都市等に所在する事務所・事業所に対し負担を求めるという趣旨から設けられています。

久留米市は、平成 17 年 2 月に旧 1 市 4 町が合併をして 30 万人規模の都市となり、この地方税法に規定される「事業所税」の課税を始めることになりました。

「事業所税」は、事業所の規模に応じて課税される外形標準課税が採用されており、その納税にあたっては、納税義務者となられる事業所の方が自分で税額の計算をして納税をしていただく、申告納付となっています。

そのようなことから、この「事業所税の手引き」は、初めて事業所税の申告納付をされる皆様のご理解の一助になればと作成したものです。

「事業所税の手引き」は、事業所税の基本的な制度を中心に記載をしていますが、実際の申告にあたっては、記載内容以外の事例やご不明な点も出てくるかと思えます。

その時は、お手数をおかけしますが、事業所税の係まで、お問合せいただけましたら幸いです。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

久留米市
市民文化部市民税課

2 事業所税の概要

(1) 事業所税の用途

事業所税は、用途が限定されている目的税で、法第701条の73には、以下のような都市環境の整備及び改善に要する費用に充てることが規定されています。

- ① 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ② 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ③ 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ④ 河川その他の水路整備事業
- ⑤ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ⑥ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ⑦ 公害防止に関する事業
- ⑧ 防災に関する事業
- ⑨ 前各号で掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

(2) 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体は次の76団体です。(平成26年4月1日現在)

- ① 東京都（特別区の区域に限る）
- ② 地方自治法第252条の19第1項の市（20市）
札幌市 仙台市 新潟市 千葉市 さいたま市 横浜市 川崎市 相模原市 静岡市
浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市
福岡市 熊本市
- ③ 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市（3市）
川口市 武蔵野市 三鷹市
- ④ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（5市）
守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市
- ⑤ 人口30万人以上の政令で指定する市（47市）
旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川崎市 所沢市
越谷市 市川市 船橋市 松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市 藤沢市
富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 春日井市 豊田市 一宮市
四日市市 大津市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 奈良市 和歌山市
倉敷市 福山市 高松市 松山市 高知市 **久留米市** 長崎市 大分市 宮崎市
鹿児島市 那覇市

(3) 事業所税の構成

事業所税は、「資産割」と「従業者割」から構成され、どちらか一方でも該当すれば、事業所税が課税されます。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
納税義務者	市内の事業所等（事務所、工場、店舗など）において事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所用家屋の延床面積	従業者給与総額
税 率	1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 0.25%
免税点	課税標準の算定期間の末日現在において	
	市内の各事業所等の合計事業所床面積が 1,000 m ² 以下の場合には免税	市内の各事業所等の合計従業者数が 100 人以下の場合には免税
納付方法	自ら面積や給与総額を算出し税額を計算して納税する申告納付	
納付期限	法人の場合：事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 個人の場合：事業を行った年の翌年の 3 月 15 日まで	

(注 釈)

「課税標準」とは、課税の対象となるものを金額や数量で表示したものです。

「課税標準の算定期間」とは、法人にあつては事業年度、個人にあつては 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間になります。

「免税点」とは、税の負担配分に対する公平性等の観点から、一定の課税標準以下について納税義務を免除するもので、この免税と課税の境界のことをいいます。

なお、「免税点」は、「基礎控除の制度」ではありません。(P. 13 を参照)

(4) 免税点の判定と課税の判定

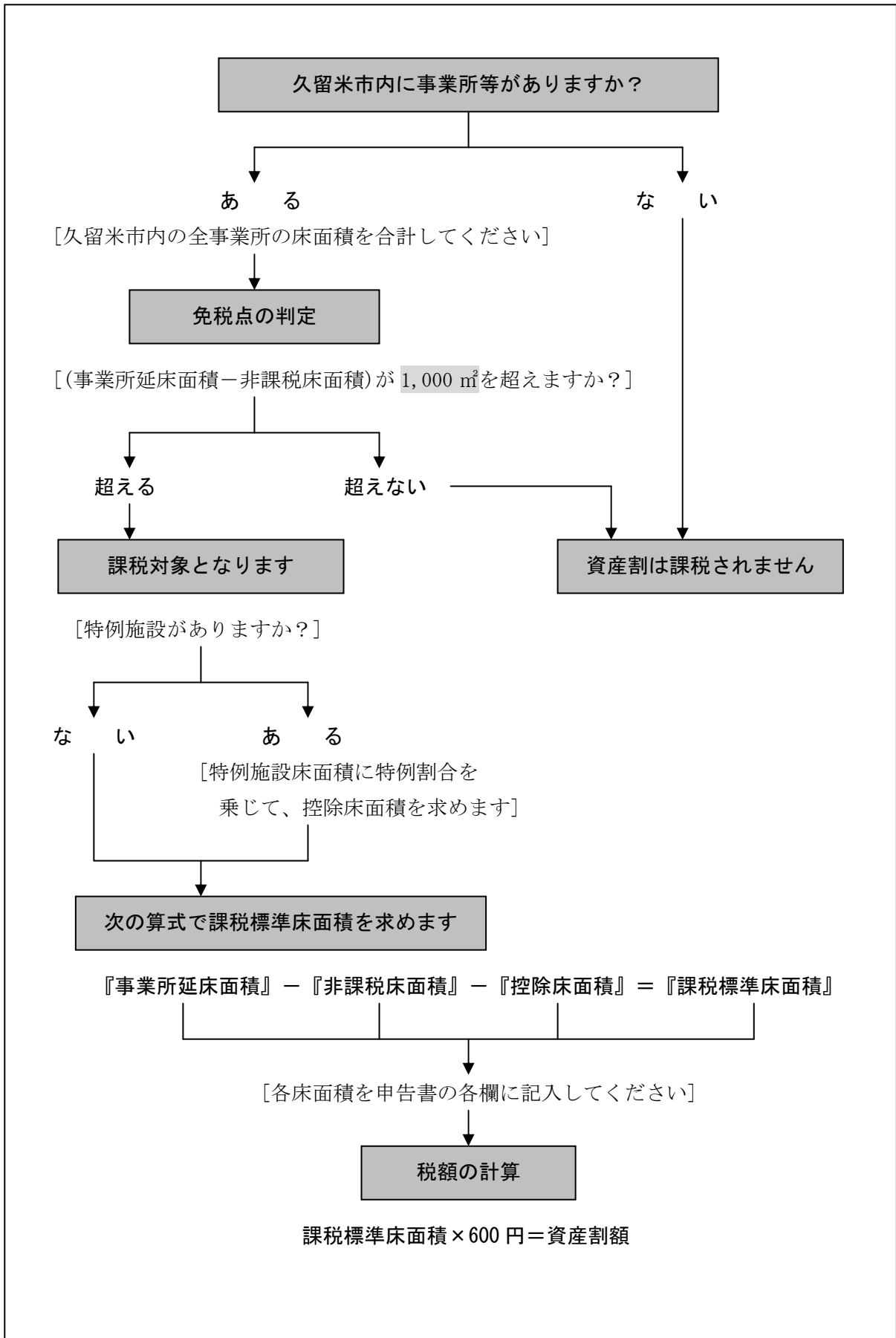
ここでは、免税点の判定に基づき、事業所税の「資産割」及び「従業者割」について、それぞれで課税の判定をします。

なお、判定に際しては、非課税に係る適用施設及び従業者は含みません。

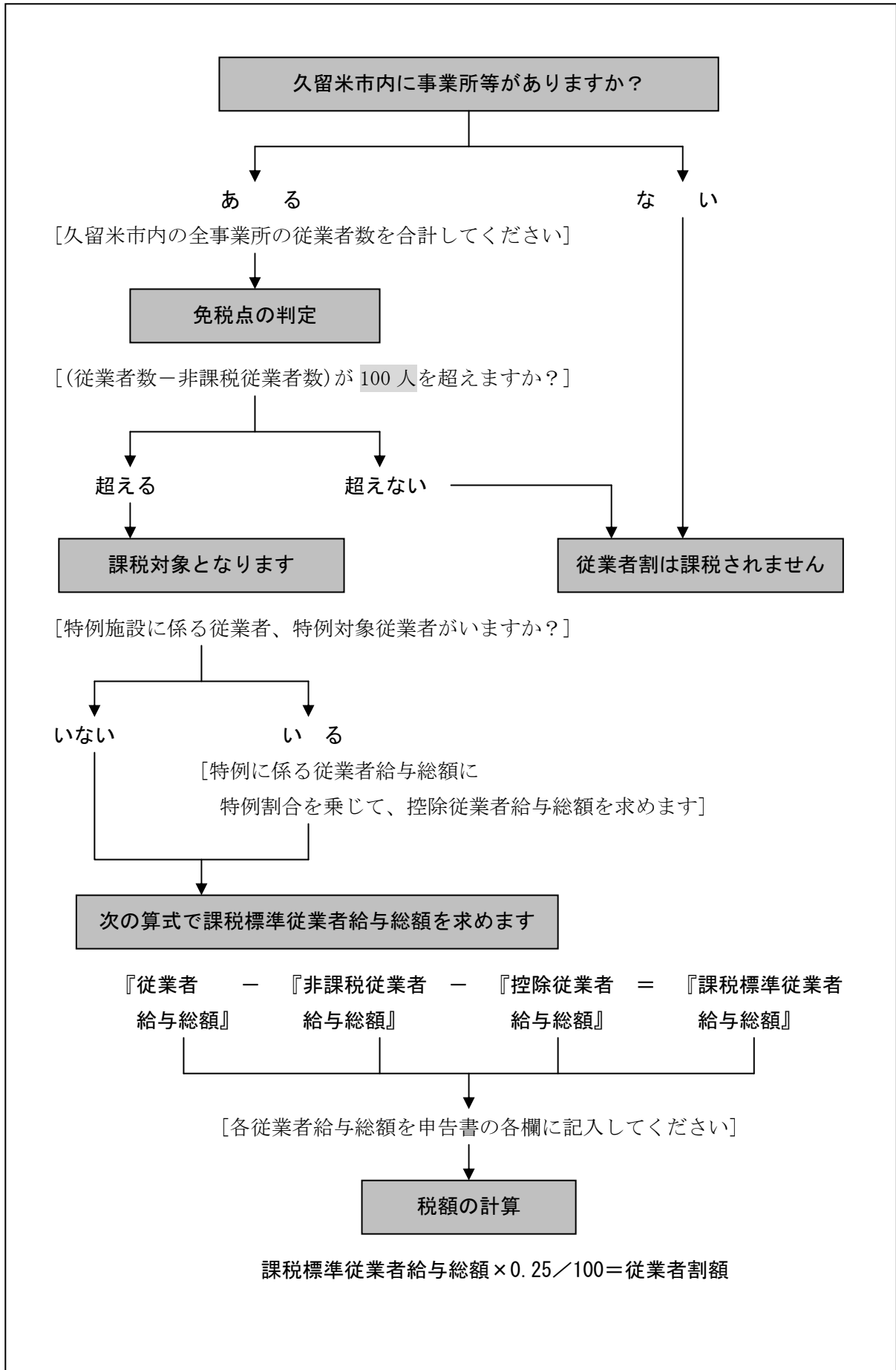
免税点の判定		課税の判定
資産割 (1,000 m ²)	従業者割 (100 人)	
超える	超える	資産割＋従業者割が課税
超える	超えない (以下)	資産割のみ課税
超えない (以下)	超える	従業者割のみ課税
超えない (以下)	超えない (以下)	課税されない

(5) 事業所税の課税の流れ

【資産割】



【従業者割】



3 課税対象

事業所税の課税対象は、市内の事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において法人又は個人が行う事業です。[法 701 の 32①]

(1) 事業の範囲

物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係る全ての経済活動をいいます。

従って、事業所等の区画内において行われるものにとどまらずその区画外で行われるもの、例えば、セールス活動なども含まれます。

なお、市内の事業所等において行われる事業は、事業を行う者の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事業所等として取り扱われます。[通知第 1 章 6 (1)]

(2) 事業所等の範囲

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要性から設けられた人的設備及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。[通知第 1 章 6 (1)]

従って、事務所、店舗、工場等のほかこれらに付属する倉庫、材料置場、ガレージなども含まれます。

また、無人の倉庫について、倉庫を管理する事務所等が市外にある場合であっても、その無人倉庫が当該管理する事務所等と一体となって事業所等の用に供されていると認められる限り課税の対象となります。

次の施設については、事業所等に該当しません。

① 社宅、社員寮などの住宅

人の居住の用に供する住宅は、事業所等に該当しません。

② 設置期間が 2~3 ヶ月程度の現場事務所、仮小屋など

事業所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性を持つ必要があります。

ただし、店舗の建替えのために設けられた仮店舗等については、事業の継続性が認められるので、事業所等に該当します。

4 納税義務者

事業所税の納税義務者は、市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。

この場合、いわゆる貸ビル等にあつては、その所有者ではなく、その全部又は一部を借りて現実にそこで事業を行っている者（テナント）が納税義務者となります。

[法 701 の 32①・通知第 9 章 3 (4) ア]

(1) 共同事業

二以上の者が共同して事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯して納税の義務を負うこととなります。[法 10 の 2①]

(2) 共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）

親族その他の特殊の関係にある個人又は同族会社など、特殊関係者を有する者がある場合には、当該特殊関係者が行う事業について一定の特別の事情があるときは、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなされます。[法 701 の 32②]

(3) 人格のない社団等

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（人格のない社団等）は、法人とみなされ、収益事業を行う範囲において納税の義務を負うこととなります。

[法 701 の 32③・法 701 の 34②]

(4) 実質課税の原則

法律上事業所等において事業を行うと認められる者が単なる名義人であつて、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合には、事実上その事業を行っているものが納税義務者となります。[法 701 の 33]

(5) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において、事業を行う法人と認められるため、その範囲において納税の義務を負うこととなります。[通知第 9 章 3 (4) ア]

5 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積をいいます。
ただし、課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合や課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合については月割計算等の方法によります。

[法701の40①]

(1) 資産割の課税標準

① 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間とは次の期間をいいます。

区 分	算 定 期 間	
法人の場合	事 業 年 度	
個人の場合	原 則	1月1日から12月31日
	年の中途で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日まで
	年の中途で事業を開始した場合	開始の日から12月31日まで
	年の中途で事業を開始し、その年の中途で事業を廃止した場合	開始の日から廃止の日まで

[法701の31①(7)(8)、通知第9章3(6)ア]

② 事業所床面積

イ) 事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。[法701の31①(4)]

ロ) 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。[法701の31①(6)]

ハ) 家屋とは、固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物と同意義です。

従って、登記の有無にかかわらず、登記簿に登記されるべき家屋をいいます。

[法341①(3)]

ニ) 自己所有であるか賃貸かを問わず、使用している者の事業所として取扱います。

ホ) 事業所床面積は、原則的には実測面積によりますが、固定資産課税台帳上の面積が実測面積と同様と思われる場合は、その面積を事業所床面積として申告していただいて差し支えありません。

ヘ) 事業所床面積の計算は、各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル(m²)を単位として計算し、1m²の100分の1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。具体的には不動産登記法の例によります。

③ 共用部分

イ) 共用部分とは、1つの家屋を2つ以上の事業者が使用する場合に共同して使用されている部分をいいます。

例えば、貸ビルを共同して使用する場合、エントランスホール、廊下、階段、共用トイレ、エレベーター室、エレベーター前ホール、機械室、電気室等がこれに該当します。

なお、管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は、一般的には貸ビル業者の施設として取扱います。

ロ) 共用部分がある場合、各事業者の事業所床面積は次の算式で求めます。[令 56 の 16]

$$\text{当該事業者の事業所床面積} = \text{当該事業者の専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分を共用する全事業者の専用部分の合計床面積}}$$

【共用部分の計算例】

空調 機械室	トイレ	階段				B社 1,000 m ²
廊下						
A社 1,500 m ²						

(床面積内訳)

- ・建物の延床面積：3,300 m²
- ・A社の専用面積：1,500 m²
- ・B社の専用面積：1,000 m²
- ・共用部分の面積：800 m²
- … 階段、トイレ、空調機械室、廊下

(計算式)

$$\text{A社の事業所床面積} = 1,500 \text{ m}^2 + [800 \text{ m}^2 \times \{1,500 \text{ m}^2 \div (1,500 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2)\}] = 1,980 \text{ m}^2$$

$$\text{B社の事業所床面積} = 1,000 \text{ m}^2 + [800 \text{ m}^2 \times \{1,000 \text{ m}^2 \div (1,500 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2)\}] = 1,320 \text{ m}^2$$

確認：建物の延床面積 (A社+B社) = 1,980 m² + 1,320 m² = 3,300 m²

※ B社が住宅又は空室の場合でも、専用部分として計算するため、A社の事業所床面積は上記と変わりません。

※ 数階ビルの場合でも、各階ごとの計算とはならず、全ての階の専用部分と共用部分をまとめて計算・按分を行います。

④ 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合

6ヶ月決算法人、年の中途で事業を開始又は廃止した法人又は個人など、課税標準の算定期間が12ヶ月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式で求めます。

[法 701 の 40①]

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間末日} - \text{現在の事業所床面積}}{12 \text{ 月}} \times \text{課税標準の算定期間の月数}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1ヶ月に満たない端数が生じたときは、これを1ヶ月とします。[法 701 の 40③]

⑤ 新設又は廃止事業所等に係る月割計算

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式により月割で求めます。

イ) 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等 [法 701 の 40② (1)]

課税標準となる 事業所床面積	=	課税標準の算定期 間の末日における 事業所床面積	×	$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$
-------------------	---	--------------------------------	---	---

ロ) 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等 [法 701 の 40② (2)]

課税標準となる 事業所床面積	=	廃止の日における 事業所床面積	×	$\frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$
-------------------	---	--------------------	---	--

ハ) 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等 [法 701 の 40② (3)]

課税標準となる 事業所床面積	=	廃止の日における 事業所床面積	×	$\frac{\text{新設の月の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$
-------------------	---	--------------------	---	---

『注 意』

- 上記の月割計算は、事業所等の新設又は廃止があった場合にのみ行います。
従って、既設事業所等を構成する事業所用家屋の新增築又は滅失等の事由による事業所床面積の“異動”が生じた事業所等については、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等に係る課税標準となります。
- 事業所等の廃止により、課税標準の算定期間の末日において、事業所床面積が免税点以下となった場合は、納税義務がなくなりますので当該廃止事業所等について月割計算をする必要はありません。
なお、当該期間の末日において市内に所在する他の事業所等が免税点を超える場合は、廃止された事業所等についても、月割計算のうえ課税標準に算入します。

⑥ 事業所等が本市の区域とその他の市町村の区域にわたって所在する場合の事業所床面積

事業所等が本市とその他の市町村の区域にわたって所在する場合は、その事業所のうち本市内に所在する部分の事業所床面積が対象となります。[令 56 の 50]

⑦ 共同事業における事業所床面積

共同事業（共同事業とみなされる事業を除く）における各共同事業者の事業所床面積は、共同事業に係る損益分配の割合で計算したものを単独で行うものとして次のとおり計算します。[令 56 の 51①]

この場合、共同事業者の課税標準となる事業所床面積に係る事業所税については、他の共同事業者が連帯納税義務を負います。[法 10 の 2①]

課税標準となる 事業所床面積	=	共同事業に係る 事業所等 の 事業所床面積	×	損益分配の割合 (損益分配の割合が定められて いない場合は出資の額に応ず る割合)
-------------------	---	--------------------------------	---	--

⑧ 共同事業とみなされる事業の事業所床面積

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、これらの者には連帯納税義務が課されます。

なお、この場合特殊関係者を有する者の免税点の判定は、その者の本来の事業と合算して行うこととなりますが、課税標準の算定においては合算されません。

[法 701 の 32②、法 10 の 2①、令 56 の 51②、令 56 の 75②]

⑨ 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を非課税用途から課税用途に、又は課税用途から非課税用途に変更した場合は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の用途により、課税対象か非課税対象かの判定をします。[法 701 の 34⑥]

⑩ 休止施設等がある場合

事業を休止している場合の休止している部分に係る床面積（区画されていることが必要）については、課税標準の算定期間の末日まで連続して6ヶ月以上休止の状態にあることが認められれば、課税標準の床面積には算入しなくても良いことになっています。

ただし、免税点の判定にあたっては、当該休止している部分の床面積も算入して判定することになります。

この休止施設には、物置など他の用途に供されていたり、現に事業を行っていない場合であっても、事業に供するための施設の維持補修が行われており、いつでも使用ができる状態にあるような遊休施設や断続的な休止（季節的休止）は含まれません。

なお、事業所税は現に事業の用に供するものについて課税をしますから、老朽化や破損等により使用もされず、将来的にも使用する予定のない廃棄同然のものについては、課税の対象とはなりません。

(2) 資産割の税率

資産割の税率は、事業所床面積 1 m²につき 600 円です。[法 701 の 42]

$$\text{資産割額} = \text{課税標準となる事業所床面積} \times 600 \text{円}$$

[端数処理]

事業所床面積 … 1 m²の 1/100 未満切捨て

資産割額 … 1 円未満切捨て

税額 … 資産割・従業者割の合計で 100 円未満切捨て

(3) 資産割の免税点

① 免税点の判定

市内の各事業所等の事業所床面積（非課税部分を除きます。）の合計床面積が 1,000 m² 以下の場合には課税されません。[法 701 の 43①]

免税点の判定を行う場合、非課税施設等に係る床面積は除いて判定しますが、課税標準の特例施設等に係る床面積は含めて判定をします。

事業所等に共用部分がある場合は、共用部分を含んだ面積で判定をします。

② 免税点の判定日

事業所床面積が 1,000 m² 以下であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によります。[法 701 の 43③]

従って、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積は、免税点判定の基礎には含まれませんが、事業所床面積が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積も課税標準に含まれます。

③ 共同事業の免税点の判定（共同事業とみなされる事業を除く）

共同事業に係る各共同事業者の免税点の判定は、次の算式によって算出される床面積と当該共同事業者の一人が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積の合算で行います。[令 56 の 75①]

共同事業に係る事業所等の 事業所床面積	×	損益分配の割合（損益分配の割合が定められていない 場合は出資の額に応ずる割合）
------------------------	---	--

④ 共同事業とみなされる事業の免税点の判定

P. 30 の「10 共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）」をご参照ください。

⑤ 企業組合又は協業組合の免税点の特例

企業組合又は協業組合（以下「企業組合等」といいます。）の各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となった際、その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主催者として企業組合等の事業に従事しているもの、又はこれに準じる一定の事業所等に該当するものについては、それぞれ事業所ごとに免税点を判定します。

[法 701 の 43②]

⑥ 免税点と基礎控除

免税点は基礎控除の制度ではありません。

従って、免税点を超えて事業所税が課税される場合には、免税点を超えた部分のみならずその全体が課税の対象になります。

例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が 1,500 m²の場合は免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分のみでなく、全体の 1,500 m²が課税対象となります。

(注 釈)

「基礎控除の制度」とは、申告者全員に適用される基礎的な控除のことで、所得税であれば、一律 38 万円が所得から控除されることとなります。事業所税（資産割・従業者割共通）には、この基礎控除がありません。

⑦ 資産割の計算例

次頁以降をご参照ください。

No	内 容		頁
1	課税標準の算定期間の月数が 12 ヶ月に満たない場合		P. 14
2	課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設（廃止）した場合		
	2-1	市内の他の事業所において、事業が継続しているとき	P. 15
	2-2	市外の事業所において、事業が継続しているとき	P. 16
3	既設事業所内で事業所用家屋を新增築（拡張）又は取り壊し（縮小）をした場合		P. 17

1 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合

ここでは、年の中で事業を開始又は廃止した法人の例を説明します。

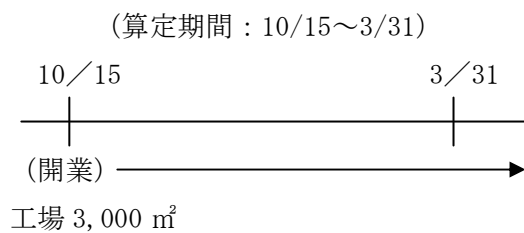
この場合、課税標準の算定期間は、「事業の開始の日から事業年度の終了の日まで」、又は「事業年度開始の日から事業の廃止の日まで」となります。

算定期間の月数は、暦にしたがって計算し、1ヶ月に満たない端数が生じたときは、これを切り上げ1ヶ月とします。

【新 設】 事業を初めて開始し、1年未満で決算を迎えた事例

イ) 10月15日に開業したA社が、市内に工場を新設したとき。

(開業及び工場新設：10月15日 決算：3月31日 工場床面積：3,000㎡)

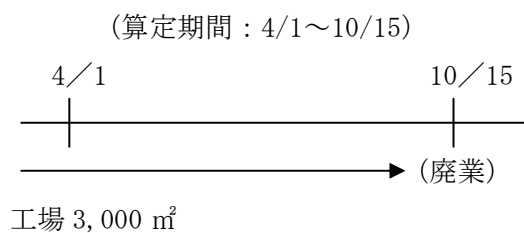


算定期間の末日現在(3月31日)、免税点を超過しているため課税になります
(計算月) 10月～3月
(課税標準となる事業所床面積)
 $3,000 \text{ m}^2 \times 6 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 1,500 \text{ m}^2$

【廃 止】 算定期間の中で、事業そのものを終了した事例

ロ) 10月15日に廃業したとき。

(廃業及び工場廃止：10月15日 決算：3月31日 工場床面積：3,000㎡)



算定期間の末日現在(10月15日)、免税点を超過しているため課税になります
(計算月) 4月～10月
(課税標準となる事業所床面積)
 $3,000 \text{ m}^2 \times 7 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 1,750 \text{ m}^2$

2 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設（廃止）した場合 [2-1]

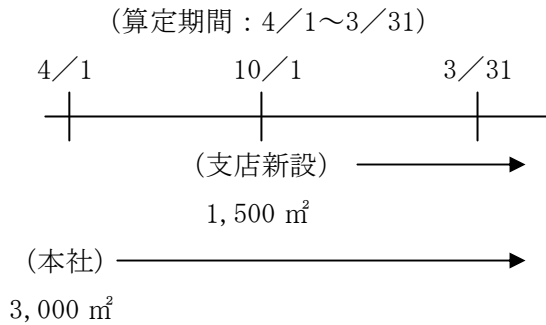
ここでは、事業そのものは、市内の他の事業所等において継続して行われている法人の例を説明します。

この場合、次の「月割計算」によって算定をします。

【新 設】 市内に事業所等があり、新たに支店・営業所等を市内に新設する事例

イ) 市内に本社のあるA社が、新たに市内にB支店を10月1日に開設したとき。

(決算：3月31日 本社床面積：3,000㎡ 支店新設：10月1日 支店床面積：1,500㎡)



(支店の月割計算)

計算月：11月～3月

$1,500 \text{ m}^2 \times 5 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 625 \text{ m}^2$

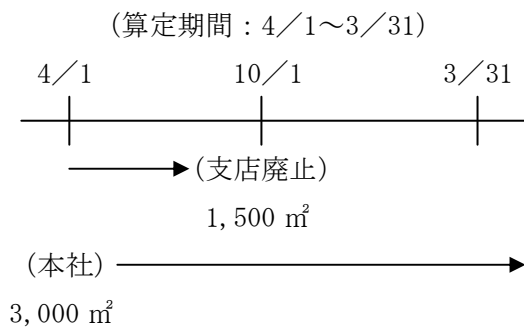
(課税標準となる事業所床面積)

$3,000 \text{ m}^2 + 625 \text{ m}^2 = 3,625 \text{ m}^2$

【廃 止】 市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等を廃止する事例

ロ) 市内に本社のあるA社が、市内にあるB支店を10月1日に廃止したとき。

(決算：3月31日 本社床面積：3,000㎡ 支店廃止：10月1日 支店床面積：1,500㎡)



(支店の月割計算)

計算月：4月～10月

$1,500 \text{ m}^2 \times 7 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 875 \text{ m}^2$

(課税標準となる事業所床面積)

$3,000 \text{ m}^2 + 875 \text{ m}^2 = 3,875 \text{ m}^2$

2 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設（廃止）した場合 [2-2]

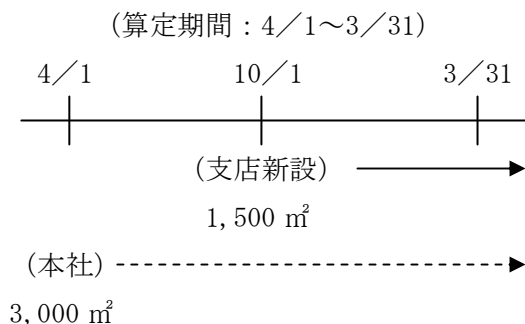
ここでは、事業そのものは、市外にある事業所等において継続して行われている法人の例を説明します。

この場合、次の「月割計算」によって算定をします。

【新 設】 市外に事業所等があり、初めて市内に支店・営業所等を新設する事例

イ) 市外に本社のあるA社が、新たに市内にB支店を10月1日に開設したとき。

(決算：3月31日 本社床面積：3,000㎡ 支店新設：10月1日 支店床面積：1,500㎡)



(支店の月割計算)

計算月：11月～3月

$1,500 \text{ m}^2 \times 5 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 625 \text{ m}^2$

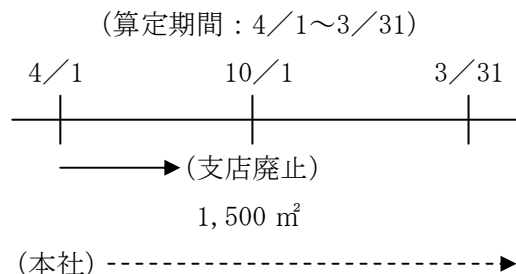
(課税標準となる事業所床面積)

支店床面積 625㎡

【廃 止】 市外に事業所等があり、市内にある支店・営業所等を廃止する事例

ロ) 市外に本社のあるA社が、市内にあるB支店を10月1日に廃止したとき。

(決算：3月31日 本社床面積：3,000㎡ 支店廃止：10月1日 支店床面積：1,500㎡)



(課税標準となる事業所床面積)

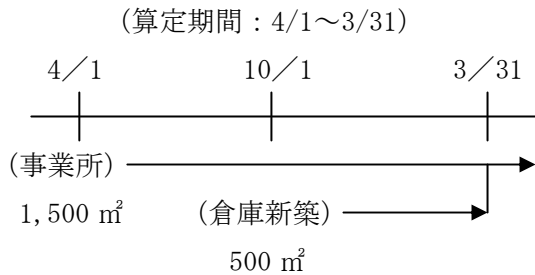
課税標準の算定期間末日には、市内にある事業所床面積が0㎡となり、免税点以下となったため課税されない

3 既設事業所内で事業所用家屋を新增築（拡張）又は取り壊し（縮小）をした場合

ここでは、事業所内の一部家屋を新築又は取り壊した法人の例を説明します。
 この場合、事業所内における床面積の異動に当たるため、事業所の新設（廃止）には該当せず、課税標準の算定期間末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

【拡張】 市内の既設事業所内に家屋を新築した事例

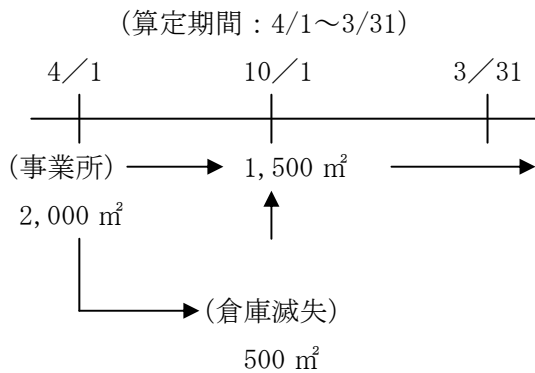
イ) 市内に事業所のあるA社が、10月1日に同一敷地内に倉庫を新築したとき。
 (決算：3月31日 倉庫新築日：10月1日 事業所：1,500㎡ 新築倉庫：500㎡)



算定期間の末日現在（3月31日）、免税点を超過しているため課税になります
 (課税標準となる事業所床面積)
 事業所床面積 1,500㎡
 + 新築倉庫床面積 500㎡ = 2,000㎡

【縮小】 市内の既設事業所内の一部家屋を取り壊した事例

ロ) 市内に事業所のあるA社が、10月1日に同一敷地内にある倉庫を取り壊したとき。
 (決算：3月31日 倉庫を取り壊した日：10月1日 事業所：2,000㎡ 倉庫：500㎡)



算定期間の末日現在（3月31日）、免税点を超過しているため課税になります
 (課税標準となる事業所床面積)
 事業所床面積 2,000㎡
 - 減失倉庫床面積 500㎡ = 1,500㎡

6 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額をいいます。[法 701 の 40①]

(1) 従業者割の課税標準

① 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間とは次の期間をいいます。

区 分	算 定 期 間	
法人の場合	事 業 年 度	
個人の場合	原 則	1月1日から12月31日
	年途中で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日まで
	年途中で事業を開始した場合	開始の日から12月31日まで
	年途中で事業を開始し、その年途中で事業を廃止した場合	開始の日から廃止の日まで

[法 701 の 31① (7) (8)、通知第 9 章 3 (6) イ]

② 従業者

従業者とは、雇用契約等により給与等の支払いを受ける者（アルバイト、パートタイマー等を含む。）をいい、役員も含まれます。

なお、給与等の支払われる時の現況において、役員以外の障害者（住民税・所得税の本人障害者控除の対象となる方）及び役員以外の年齢 65 歳以上（※1 経過措置があります。）の者に該当する者は除かれます。[法 701 の 31① (5)]

※1 高齢者に係る非課税の年齢が、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により雇用確保措置が義務化される年齢が上げられることに併せて、次のとおり上げられます。

- (1) 平成 19 年 4 月 1 日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 63 歳以上
- (2) 平成 22 年 4 月 1 日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 64 歳以上
- (3) 平成 25 年 4 月 1 日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 65 歳以上

③ 従業者給与総額

従業者給与総額とは、市内の事業所等に勤務する従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性格を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額をいいます。[通知第 9 章 3 (6) イ]

【従業者給与総額に含まれるもの】

- ・ 給料、賃金、賞与、俸給、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当
- ・ 所得税の取り扱い上非課税とならない現物給与、通勤手当等

【従業者給与総額に含まれないもの】

- ・退職金、年金、恩給
- ・所得税の取り扱い上非課税となる給与及び役員に対する利益処分による賞与並びに保険外交員等の事業所得

④ 事業専従者の専従者控除額

従業者のうちに事業専従者がいる場合は、その者にかかる事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。[法 701 の 31①(5)]

⑤ 雇用改善助成対象者の給与等

年齢 55 歳以上 65 歳未満（※2 経過措置があります。）の者で雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係る対象者（以下「雇用改善助成対象者」といいます。）がいる場合は、その者に係る支払給与額の 2 分の 1 の額が控除されます。[法 701 の 31①(5)]

雇用改善助成対象者とは、次に掲げる者をいいます。[令 56 の 17 の 2]

- イ) 雇用保険法・雇用対策法施行令の規定に基づく高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者。
- ロ) 雇用保険法・雇用対策法の規定に基づく作業環境に適応させるための訓練を受けた者。
- ハ) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る者。

※2 国の雇用に関する助成に係る者に対して従業者割の課税標準の 2 分の 1 控除としている特例措置については、※1 と同様に経過措置が設けられています。

- (1) 平成 19 年 4 月 1 日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 55 歳以上 63 歳未満
- (2) 平成 22 年 4 月 1 日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 55 歳以上 64 歳未満
- (3) 平成 25 年 4 月 1 日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 55 歳以上 65 歳未満

「年齢 65 歳以上の者の給与等の算定について」

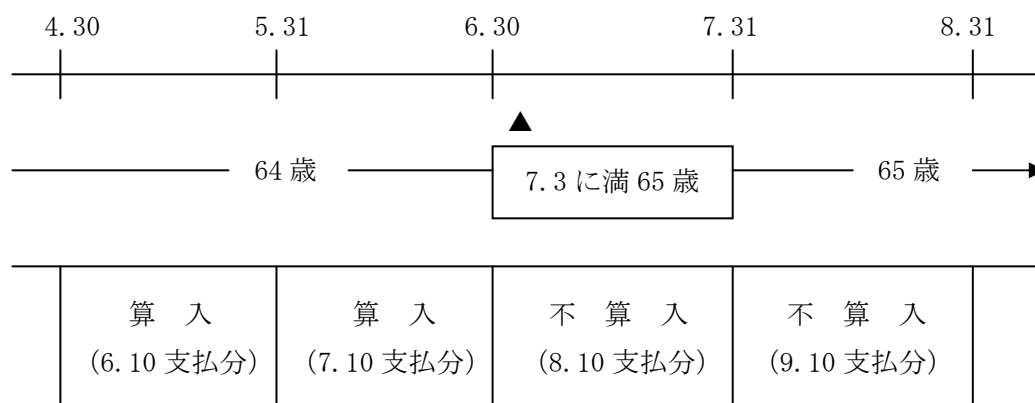
非課税扱いとなる年齢 65 歳以上の者であるかどうかの判定は、その者に対して給与が支払われる時の現況によります。

すなわち、給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日の時点（判定日）において、年齢 65 歳以上である者に対して支払われる給与等については従業者給与総額には含まれません。

なお、非課税扱いとなる障害者であるかどうかの判定についてもこれに準じて行います。

新たに年齢 65 歳以上の者に該当することとなった者に係る給与等は、次の例によって計算してください。

(例) 毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月 10 日である場合



※ 免税点の判定に際し、従業者が年齢 65 歳以上の者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の年齢で行います。

⑥ 船上勤務等の給与等

常時船舶の乗組員である者など、その勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合には、その者に支払われる給与等については、従業者給与総額には含まれません。

[通知第 9 章 3 (6) イ (ウ)]

⑦ 出向社員の給与等

一般的には、出向元の従業者給与総額に含めますが、出向先が経営指導料等として出向元の支払給与相当分を出向元に支払っている場合は、当該経営指導料等が法人税法上給与として取り扱われるので、出向先の従業者給与となります。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与総額から控除します。

⑧ 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の給与等

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等の区分については、その各々の事業に従事した分量によってあん分することになります。

なお、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとして計算することになります。[令 56 の 67]

⑨ 課税標準の算定期間の中途において用途変更があった施設に勤務する従業者の取り扱い

課税標準の算定期間の中途において勤務すべき施設が課税施設から非課税施設に用途変更されたり、非課税施設から課税施設に用途変更された場合には、課税施設に係る期間に支払われた給与等が従業者給与総額に含まれます（課税標準の特例施設も準じて取り扱います。）。

- ⑩ 事業所等が本市の区域とその他の市町村の区域にわたって所在する場合の従業者給与総額
事業所等が本市の区域とその他の市町村の区域にわたって存在する場合は、次の算式により算出します。[令 56 の 50]

$$\text{本市分の従業者給与総額} = \text{当該事業所等に係る従業者給与総額} \times \frac{\text{本市域内に所在する事業所床面積}}{\text{当該事業所等の全体の事業所床面積}}$$

- ⑪ 共同事業に係る従業者給与総額

共同事業者に係る従業者割の課税標準となる従業者給与総額は、次の算式により算出します。[令 56 の 51]

$$\text{課税標準となる従業者給与総額} = \text{共同事業に係る事業所等の従業者給与総額} \times \text{損益分配の割合}$$

(損益分配の割合が定められていない場合は出資の額に応ずる割合)

(2) 従業者割の税率

従業者割の税率は、従業者給与総額の 100 分の 0.25 (0.25%) です。[法 701 の 42]

$$\text{従業者割額} = \text{課税標準となる従業者給与総額} \times 0.25\%$$

[端数処理]

課税標準となる従業者給与総額 … 1,000 円未満切捨て
従業者割額 … 1 円未満切捨て
税額 … 資産割・従業者割の合計で 100 円未満切捨て

(3) 従業者割の免税点

① 免税点の判定

市内の各事業所等の従業者（非課税対象者を除きます。）の合計が 100 人以下の場合は課税されません。[法 701 の 43①]

免税点の判定を行う場合、役員以外の障害者（住民税・所得税の本人障害者控除の対象となる方）及び役員以外の年齢 65 歳以上（経過措置があります。P. 18※1 をご参照ください。）の者並びに非課税施設に係る従業者を除いて判定しますが、課税標準の特例施設等に係る従業者は含めて判定をします。

② 免税点の判定日

従業者数が 100 人以下であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によります。[法 701 の 43③]

従って、課税標準の算定期間の中途に廃止した事業所等に係る従業者数は、免税点判定の基礎には含まれませんが、従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中途に廃止した事業所等に係る従業者給与総額も課税標準に含まれます。

③ 共同事業の免税点の判定

共同事業に係る各共同事業者の免税点の判定は、次の算式によって算出される従業者数と当該共同事業者の一人が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る従業者数の合算で行います。[令 56 の 75]

共同事業に係る事業所等の 従業者数	×	損益分配の割合（損益分配の割合が定められていない 場合は出資の額に応ずる割合）
----------------------	---	--

④ 企業組合又は協業組合の免税点の特例

企業組合又は協業組合（以下「企業組合等」といいます。）の各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となった際、その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主催者として企業組合等の事業に従事しているもの、又はこれに準じる一定の事業所等に該当するものについては、それぞれ事業所ごとに免税点を判定します。

[法 701 の 43②]

⑤ 従業者の数に著しい変動がある事業所等の従業者数の算定

市内各事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業者数の変動が著しく、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式により求めた数を当該事業所等に係る算定期間の末日現在の従業者数とみなします。[法701の43④・令56の73]

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の} \\ \text{末日現在の従業者数} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間に属する各月の} \\ \text{末日現在における従業者の合計} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の月数} \\ \hline \end{array}}$$

(4) 従業者の範囲一覧表（免税点と課税標準）

従業者		免税点の判定	課税標準
65歳以上の者（役員を除く）		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
障害者（役員を除く）		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
役員	役員、使用人兼務役員（高齢者含む）	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	無給の役員	従業者に含めない	—
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
雇用改善助成対象者		従業者に含める	給与等の額の2分の1を従業者給与総額から控除する
事業専従者		従業者に含める	事業専従者控除額を従業者給与総額に含める
アルバイト（注1）		従業者に含める	従業者給与総額に含める
パートタイマー（注2）		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
出向社員	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う場合	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担する場合	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
保険の外交員		給与等が支払われている場合は従業者に含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
常時船舶の従業員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張（注3）		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
派遣法に基づく派遣社員（注4）		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める

（注1）アルバイトとは、通常社員の1日の労働時間と同じ労働時間で日々雇用されるものをいいます。

（注2）パートタイマーについては、次頁を参照下さい。

（注3）「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

（注4）派遣法とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいいます。

【パートタイマーの勤務時間の基準について】

パートタイマーかどうかは、形式的な呼称で決まるものではなく、勤務の状態で判定することになります。一般的には雇用期間の長短ではなく通常の勤務時間より相当短い勤務であり、通常の職員と取り扱いが違うものについてはパートタイマーとして扱うこととされています。

具体的には、免税点判定における従業者の範囲から除外するパートタイマーとは、「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律（いわゆるパート労働法）」に規定する「短時間労働者」のうち、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満の労働者」が該当します。

【出向・出張・派遣の取り扱いについて】

「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

「出張」とは、企業の従業者が出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

「派遣」とは、派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

7 非課税（資産割・従業者割共通）

非課税とは、地方税法の規定により、事業所税が課税されないことをいいます。[法 701 の 34]

（1）非課税の範囲

事業所税の非課税には、人的非課税と用途非課税があります。

① 人的非課税

人的非課税とは、法人自体の公共性、公益性から非課税とされているものです。

イ) 国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに公共法人[法 701 の 34①]

ロ) 公益法人等又は人格のない社団等[法 701 の 34②]

ただし、収益事業に係る部分については非課税になりません。

「公益法人等」には、防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項の認可地縁団体、政党交付金の交付をける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党並びに特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人を含みます。

「人格のない社団等」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。[法 701 の 32③]

② 用途非課税

用途非課税とは、特定の用途に供されている施設に着目し非課税とされているものです。

③ 非課税対象施設等

事業所税における非課税施設の範囲は、「別表 1：非課税対象施設一覧表（P. 37 を参照）」のとおりです。

（2）非課税の適用

① 非課税の適用の判定日

非課税規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。[法 701 の 34⑥]

② 非課税の適用と免税点の判定

免税点の判定においては、非課税に該当する事業所床面積及び従業者を除いて判定します。

③ 公益法人等が収益事業と収益事業以外を併せ行う場合

収益事業と収益事業以外とを併せて行っている事業所において、非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定により区分して行う経理に基づく収益事業以外の事業について非課税の適用があります。

[令 56 の 23]

④ 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取り扱い

同一の事業所用家屋において、非課税施設と課税施設があり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分は原則、課税標準床面積として取り扱います。

（例）食堂前の廊下等

⑤ 非課税の適用を受ける事業と受けない事業とに従事する従業員がいる場合

従業員割に関して非課税規定の適用を受ける施設に係る事業所等において、非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とが併せて行われている場合で、非課税規定の適用を受ける従業員がその他の事業にも従事している場合の非課税対象となる従業員給与総額は、次の算式により求めた額となります。[令 56 の 49]

その者の当該事業所等における 勤務に係る給与等の額	×	$\frac{\text{その者が非課税規定の適用を受ける事業に従事した分量}}{\text{その者が非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業に従事した分量の合計量}}$
------------------------------	---	--

なお、分量が明らかでない場合は、非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算します。

8 課税標準の特例（資産割・従業者割共通）

課税標準の特例とは、地方税法の規定により、事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいいます。[法 701 の 41]

（1）課税標準の特例の範囲

課税標準の特例には、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例があります。

① 人的な課税標準の特例

人的な課税標準の特例とは、法人自体の特殊な性格にかんがみ、事業所税の課税標準について一定割合を控除する特例が設けられたものです。

例えば、法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設について、課税標準の2分の1が控除されます。[法 701 の 41①表 1]

② 用途による課税標準の特例

用途による課税標準の特例も、用途による非課税の場合と同様に、特定の用途に供されている施設に着目し、当該施設に係る部分の事業所税の課税標準について一定割合を控除する特例が設けられたものです。

③ 課税標準の特例対象施設等

事業所税における課税標準の特例施設の範囲は、「別表 2：課税標準の特例対象施設一覧表（P. 45 を参照）」のとおりです。

（2）課税標準の特例の適用

① 課税標準の特例の適用の判定日

課税標準の特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。[法 701 の 41③]

② 課税標準の特例の適用と免税点の判定

免税点の判定においては、非課税とは異なり、課税標準の特例対象となる事業所床面積や従業者についても、これを控除する前の状態で判定します。

③ 課税標準の特例施設と課税施設に係る共用部分の取り扱い

同一の事業所用家屋において、特例施設と課税施設があり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分は原則、課税標準床面積として取り扱います。

④ 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とに従事する従業者がいる場合

従業者割に関して課税標準の特例の適用を受ける施設に係る事業所等において、特例の規定の適用を受ける事業と受けない事業とが併せて行われている場合で、特例の規定の適用を受ける従業者が受けない事業にも従事している場合の控除対象となる従業者給与総額は、次の算式により求めた額となります。[令 56 の 67]

その者の当該事業所等における 勤務に係る給与等の額	×	$\frac{\text{その者が特例の規定の適用を受ける事業に従事した分量}}{\text{その者が特例の規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事した分量の合計量}}$
------------------------------	---	--

なお、分量が明らかでない場合は、特例の規定の適用を受ける事業と受けない事業とに均等に従事したものとして計算します。

⑤ 課税標準の特例の重複適用

課税標準の特例対象施設一覧表の特例の適用が重複して適用される場合には、次の順序により適用されます。 [令 56 の 71]

適用順位	適用条項	一覧表の整理番号
1	法第 701 条の 41 第 1 項	1～19
2	法第 701 条の 41 第 2 項	20

イ) 適用順位に従い 1 の規定の適用後の課税標準を基礎として、2 の規定が適用されます。

ロ) 法第 701 条の 41 第 1 項各号（一覧表の整理番号 1～19）の重複適用はしません。

9 減免（資産割・従業者割共通）

減免とは、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、本市条例の定めるところにより、事業所税の負担を軽減又は免除する措置のことをいいます。[法 701 の 57]

（１）減免の範囲

本市では、地方税法上非課税とされ、又は課税標準の特例を受けている施設との均衡を考慮して、条例の定めるところにより、事業所税の減免を行います。

なお、減免の範囲は、「別表 3：減免対象施設一覧表（P. 47 を参照）」のとおりです。

（２）減免の適用及び申請

減免の適用を受ける施設であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

この減免の適用を受けようとする場合は、所定の申請書にその事由を証する書類を添えて別に定める期限までに市長に申請します。

詳しくは、事業所税の係までお問合せください。

10 共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）

みなし共同事業とは、親族その他の特殊関係者が行う事業について特別の事情があるときは、当該事業は、当該特殊関係者を有する者と当該特殊関係者との共同事業とみなすことをいいます。

[法 701 の 32②・通知第 9 章 3 (4) ウ]

(1) みなし共同事業の概要

① みなし共同事業の構成要件

事業所税では、P. 31 に掲げる「特殊関係者」を有する場合において、その特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等のある家屋で行われている場合（意思を通じて行われているものでなく、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く。）には、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。[令 56 の 21②]

② みなし共同事業の免税点

イ) 免税点の判定

特殊関係者を有する者の免税点の判定は、特殊関係者を有する者の事業と特殊関係者が行っている事業で共同事業とみなされた事業とを合算して行います。[令 56 の 75②]

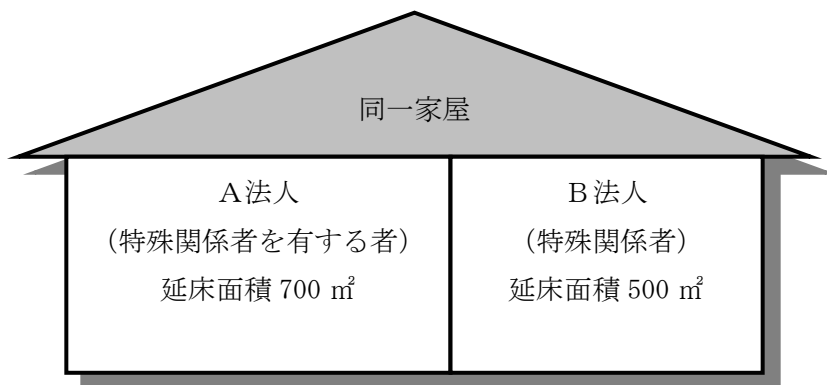
ロ) 免税点の判定日

みなし共同事業に係る特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、個人にあつては個人に係る課税期間の末日、法人にあつては事業年度の末日の現況により行います。[令 56 の 21⑤]

③ 課税標準の算定

特殊関係者を有する者の課税標準の算定は、特殊関係者を有する者の行っている事業分のみで算定します。[令 56 の 51②]

【例】特殊関係者 B 法人を有する A 法人の資産割の場合



[A 法人の免税点判定]

$$700 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 = 1,200 \text{ m}^2$$

$$1,200 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$$

免税点を超えます

[A 法人の課税標準と税額]

$$\text{課税標準} \quad 700 \text{ m}^2$$

$$\text{税額} \quad 700 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円}$$

$$= 420,000 \text{ 円}$$

④ 特殊関係者の範囲

「特殊関係者」とは、下に掲げる配偶者、親族、その他特殊な関係にある個人又は同族会社のことをいいます。

「特殊関係者を有する者」とは、これらの特殊関係者を有する個人又は法人をいい、特殊関係者を有する者であるかどうか判定すべき者を「判定対象者」といいます。

具体的な特殊関係者の範囲は次のようになります。[令 5①]

区分	号	内 容
特殊関係者となる個人	①	<p>判定対象者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">判定対象者</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判定対象者の配偶者 ・ 判定対象者の直系血族 ・ 判定対象者の兄弟姉妹 <p style="text-align: center;">【特殊関係者】</p> </div> </div>
	②	<p>①を除く判定対象者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">判定対象者</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">①を除く判定対象者の親族</p> <p style="text-align: center;">【特殊関係者】</p> </div> </div>
	③	<p>①②を除く判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">判定対象者</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">①②を除く判定対象者の使用人等</p> <p style="text-align: center;">【特殊関係者】</p> </div> </div>
	④	<p>①②を除く判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人及びその個人と①～③の何れかに該当する関係のある個人</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">判定対象者</div> ← <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;"> 個人 【特殊関係者】 </div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の①に掲げる配偶者等 ・ 個人の②に掲げる親族 ・ 個人の③に掲げる使用人等 <p style="text-align: center;">【特殊関係者】</p> </div> </div>

区分	号	内 容
特殊関係者となる個人	⑤	<p>判定対象者が同族会社である場合に、同族会社と判定される基礎となった株主又は社員である個人及びその個人と①～④の何れかに該当する関係のある個人</p>
特殊関係者となる個人	⑥	<p>判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社</p>
特殊関係者となる法人	⑦	<p>判定対象者が同族会社である場合に、同族会社と判定される基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④の何れかに該当する個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社</p>

(同族会社)

同族会社とは、その発行済株式の総数又は出資金額の50%を超える株式又は出資の金額が3人以下の株主等及びその者と特殊な関係にある個人又は法人によって占められている会社をいいます。したがって、その判定は、株式等の3人以下及びその者と特殊な関係にある個人、法人を含めて、その有する株式の総数又は出資の金額により行います。〔法人税法2①(10)〕

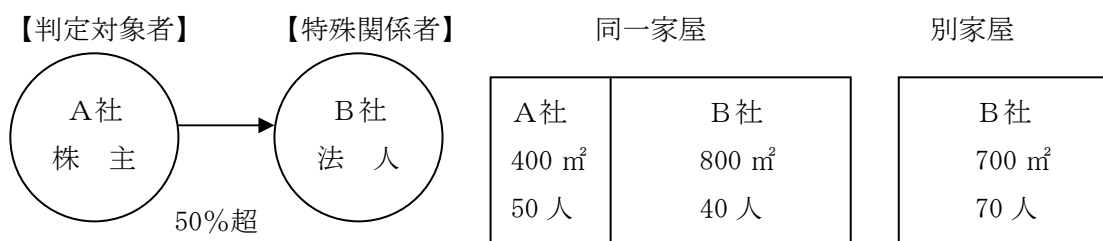
『注意』

- 判定対象者は一方において特殊関係者を有する者となり、他方では特殊関係者となる場合があります。

(2) みなし共同事業の免税点及び課税標準の算定例

① 特殊関係者の範囲（第6号の場合）

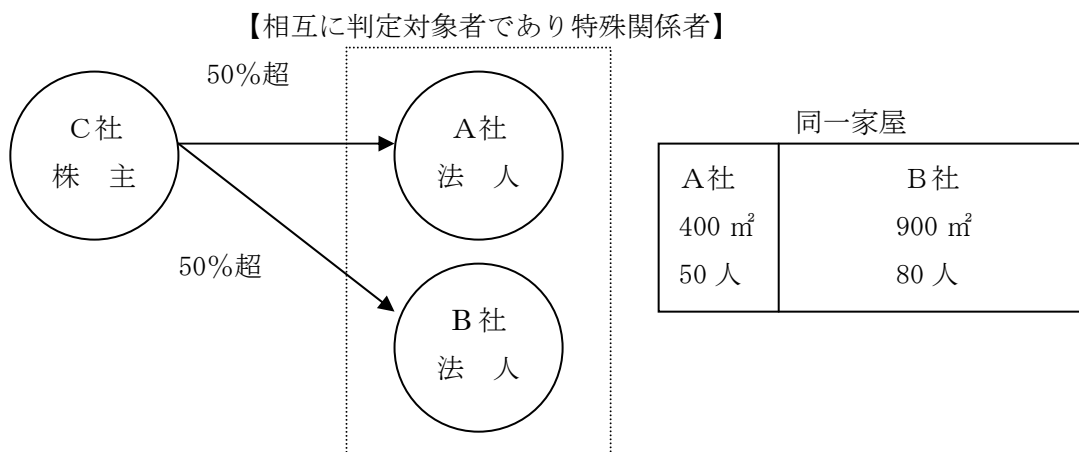
BはAの特殊関係者であり、Aは特殊関係者を有する者（判定対象者）です。



区分	免税点の判定	課税標準
A社	<ul style="list-style-type: none"> 資産割 400 m² + 800 m² = 1,200 m² (免税点超) 従業者割 50 人 + 40 人 = 90 人 (免税点以下) 	<ul style="list-style-type: none"> 資産割 400 m² 従業者割 なし
B社	<ul style="list-style-type: none"> 資産割 800 m² + 700 m² = 1,500 m² (免税点超) 従業者割 40 人 + 70 人 = 110 人 (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> 資産割 1,500 m² 従業者割 110 人分の 従業者給与総額

② 特殊関係者の範囲（第7号の場合）

A・Bは相互に特殊関係者であり、特殊関係者を有する者（判定対象者）です。



区分	免税点の判定	課税標準
A社	<ul style="list-style-type: none"> 資産割 400 m² + 900 m² = 1,300 m² (免税点超) 従業者割 50 人 + 80 人 = 130 人 (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> 資産割 400 m² 従業者割 50 人分の 従業者給与総額
B社	<ul style="list-style-type: none"> 資産割 400 m² + 900 m² = 1,300 m² (免税点超) 従業者割 50 人 + 80 人 = 130 人 (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> 資産割 900 m² 従業者割 80 人分の 従業者給与総額

11 事業所税の申告納付

(1) 事業所税の申告が必要な方

申告の必要な方は、本市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人の方で、次のいずれかの要件に該当する方です。

① 納税額のある方

課税標準の算定期間の末日現在において（非課税に該当するものを除く）

イ) 本市内に所在する各事業所等の合計床面積が 1,000 m²を超える場合

ロ) 本市内に所在する各事業所等の合計従業者数が 100 人を超える場合

なお、申告と共に納税額を金融機関等に納付してください。

② 納税額のない方

イ) 前事業年度（法人事業所）又は前年中（個人事業所）に税額があった場合

ロ) 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する各事業所等の合計床面積が 800 m²を超えて 1,000 m²以下の場合

ハ) 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する各事業所等の合計従業者数が 80 人を超えて 100 人以下の場合 [法 701 の 46③・法 701 の 47③]

(2) 申告納付期限

① 法人 事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 [法 701 の 46①]

② 個人 翌年の 3 月 15 日 [法 701 の 47①]

※申告納付期限後に申告、納付する場合は延滞金と加算金がかかりますのでご注意ください。

(3) 申告・納付の場所

① 申告場所 市役所市民税課（地下 1 階の③番窓口）

② 納付場所 市役所税収納推進課、支所、市民センター、本市指定金融機関等（郵便局を除く）

(4) その他の申告

① 事業所等の新設・廃止をした場合

イ) 申告の必要な方

次のいずれかに該当している方で、事業所等を新設又は廃止した場合、又は事業所等の新設により、新たに次のいずれかに該当することになった場合も申告が必要となります。

① 市内の事業所等の延床面積（市内に 2 以上の事業所等があれば、それらの事業所等の床面積の合計）が、1,000 m²を超える方

② 市内の事業所等の従業者の数（市内に 2 以上の事業所等があれば、それらの事業所等の従業者の数の合計）が、100 人を超える方

ロ) 申告期限

事業所等を新設・廃止した日から1ヶ月以内に申告してください。

ハ) 申告書と申告先

「事業所等の（新設・廃止）申告書」を市役所市民税課（地下1階③番窓口）まで提出してください。[法701の52①]

② 事業所用に家屋を貸付した場合

イ) 申告の必要な方

事業所税の納税義務者に事業用家屋の全部、又は一部を貸付けている方です。

なお、貸付の申告をした事業所用家屋に異動（変更・解約）が生じた場合も申告が必要になります。

※ 事業所税の課税事業所（納税義務者）が貸付を行っている場合

自己の一部を貸付けて、その部分を除いて申告納税をする場合は、固定資産税の課税床面積と整合がとれないため、貸付申告書の提出をお願いします。

ロ) 申告期限

貸付を行った日又は異動（変更・解約）が生じた日から1ヶ月以内

ハ) 申告書と申告先

「事業用家屋の貸付申告書」を市役所市民税課（地下1階③番窓口）まで提出してください。[法701の52②]

(5) 更正・決定等

① 申告した税額に誤りがあるとき

【修正申告】申告した税額（又は更正・決定を受けた税額）が過少である場合

修正申告を提出するとともに不足額を納付してください。[法701の49②]

【更正の請求】申告した税額が過大である場合

申告納付期限から5年以内（平成23年12月2日前に法定納期限が到来した事業所税に係る更正の請求については、1年以内）に限って、更正の請求ができます。

[法20の9の3①]

【更正】市が自ら調査をした場合

市長は申告された課税標準及び税額、又は更正・決定をした課税標準及び税額を自ら調査した結果によって、更正することがあります。[法701の58①③]

② 申告書の提出がないとき

【決定】申告期限までに申告書の提出がない場合

市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。[法701の58②]

【期限後の申告】申告期限を過ぎて申告書の提出をする場合

申告期限後であっても前述の決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

[法701の49①]

(6) 延滞金・加算金

① 延滞金

申告納付期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 14.6%（次表の期間は 7.3%の割合）の割合を乗じて計算した延滞金が加算されます。[法 701 の 60①]

延滞金年 7.3%の適用期間		
(1)	提出期限までに提出した申告書に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(2)	提出期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(3)	修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

※なお、前年の11月末日現在の公定歩合に4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、その年中はその割合となり0.1%未満は切り捨てします。[法附則3の2]

平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金については次のとおりです。

①納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 … 特例基準割合（注）に1%を加えた割合（加算した割合が年7.3%を超える場合は、年7.3%）

②その後の期間 … 特例基準割合に7.3%を加えた割合

（注）「特例基準割合」＝国内銀行の貸出約定金利（新規・短期）の前々年10月から前年9月における平均として各年の前年の12月15日までに、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合

② 加算金

イ) 過少申告加算金

期限内に申告書を提出した場合で、当該申告税額が過少であるため市長が更正した場合又は修正申告書の提出があった場合、増加する税額の10%相当額（不足額が一定額を超えた場合、超えた額に更に5%）の過少申告加算金が課されます。[法 701 の 61①]

ロ) 不申告加算金

次のいずれかに該当する場合、納付すべき税額の15%相当額（税額が一定額を超えた場合、超えた額に更に5%）の不申告加算金が課されます。[法 701 の 61②]

(1)	期限後に申告書の提出があった場合、又は申告書の提出がない場合で調査によって課税標準及び税額の決定があった場合
(2)	期限後に申告書の提出がされ、その後において修正申告が提出された場合、又は調査によって課税標準及び税額の更正があった場合
(3)	申告書の提出がされないために調査によって課税標準及び税額の決定があった後において、修正申告書の提出があった場合、又は調査によって課税標準及び税額の更正があった場合

- ハ) 期限後に申告書が提出された場合、又は修正申告書の提出があった場合で、その提出が更正又は決定があることを予知してなされたものでないときは、5%相当額になります。

[法 701 の 61④]

③ 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、課税標準額の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装し、かつ、その隠ぺい又は仮装した事実に基づいて申告書が提出されたときは、過少申告加算金額に代えて35%の重加算金額が、不申告加算金額に代えて40%の重加算金額が課されます。[法 701 の 62①②]

12 別表等（非課税・課税標準の特例・減免）

（1）別表1：非課税対象施設一覧表

整理 番号	区 分	要 件	適 用		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
1	国・公共法人	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人	○	○	701の34 ①
2	公益法人等	法人税法第2条第6号の公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	701の34 ②
3	教育文化施設	博物館法第2条第1項の博物館、図書館法第2条第1項の図書館、学校教育法附則第6条により設置された幼稚園	○	○	701の34 ③-3
4	公衆浴場	都道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	701の34 ③-4
5	と畜場	と畜場法第3条第2項のと畜場	○	○	701の34 ③-5
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項の死亡獣畜取扱場	○	○	701の34 ③-6
7	水道施設	水道法第3条第8項の水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	701の34 ③-7
8	一般廃棄物 処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の市町村長の許可若しくは同法第9条の8第1項の環境大臣の認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③-8
9	病院・診療所等	医療法第1条の5の病院及び診療所、介護保険法第8条第25項の介護老人保健施設で医療法人が開設するもの並びに看護師等の医療関係者の養成所	○	○	701の34 ③-9
10	保護施設	生活保護法第38条第1項の保護施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-10
11	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③-10の2
12	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-10の3
13	認定子ども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園	○	○	701の34 ③-10の4
14	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3の老人福祉施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-10の5
15	障害者支援施設	障害者自立支援法第5条第11項の障害者支援施設	○	○	701の34 ③-10の6

(1) 別表1：非課税対象施設一覧表

整理 番号	区 分	要 件	適用		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
16	社会福祉施設	社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設で特定のもの（整理番号10から15までの該当施設を除く）	○	○	701の34 ③-10の7
17	包括的支援施設	介護保険法第115条の46第1項の包括的支援事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③-10の8
18	農林漁業 生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-11
19	農業協同組合等 共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等の法人が農林水産業者の共同利用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-12
20	農業倉庫	農業倉庫業法第1条第1項の農業倉庫業者又は同法第19条第1項の連合農業倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	○	○	701の34 ③-13
21	卸売市場等	卸売市場法第2条第2項の卸売市場及びその機能を補完する特定のもの	○	○	701の34 ③-14
22	熱供給事業用 施設	熱供給事業法第2条第2項の熱供給事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-15
23	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項第1号の一般電気事業又は同項第3号の卸電気事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-16
24	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第1項の一般ガス事業又は同条第3項の簡易ガス事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-17
25	中小企業の 集積の活性化 事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロの連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの貸付を受けて設置する施設のうち特定のもの	○	○	701の34 ③-18
26	中小企業の産業 の国際競争力強 化事業等に供 する施設	総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資する事業又は同条第3項第5号イに規定する地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業を行うため、市町村からの資金の貸付けを受けて設置した、共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-19
27	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項の鉄道事業者又は軌道法第4条の軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-20

(1) 別表1：非課税対象施設一覧表

整理 番号	区 分	要 件	適用		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
28	自動車運送 事業用施設	道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項の貨物利用運送事業のうち同条第4項の鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項の第2種貨物利用運送事業のうち同条第3項の航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-21
29	自動車ターミ ナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項のバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-22
30	国際路線航空 事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係る特定の施設	○	○	701の34 ③-23
31	電気通信 事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号の電気通信役務を提供する同条第4号の電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-24
32	一般信書便 事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項の一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-25
33	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-25の2
34	勤労者の福利 厚生施設	勤労者の福利厚生施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-26
35	路外駐車場	駐車場法第2条第2号の路外駐車場で特定のもの	○	○	701の34 ③-27
36	駐車場	道路交通法第2条第1項第10号の原動機付自転車又は同項第11号の2の自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	701の34 ③-28
37	高速道路 事業用施設	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-29

(1) 別表1：非課税対象施設一覧表

整理 番号	区 分	要 件	適用		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
38	消防用設備等 及び防災施設 ・設備等	百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項の消防用設備等で特定のもの及び同条第3項の特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条の避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち特定のもの	○	○	701の34 ④
39	港湾運送 事業用施設	港湾運送事業法第9条第1項の港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ⑤

【主な非課税対象施設】

ここでは、別表1の非課税対象施設一覧表中、「勤労者の福利厚生施設」、「路外駐車場」、「消防用設備等及び防災施設・設備等」について説明します。

① 勤労者の福利厚生施設（別表1中整理番号34）

福利厚生施設とは、事業所の事業活動の用に供されているものではなく、事業主が従業員の福利厚生のために設置した施設のことをいいます。

なお、事業活動の用に供される施設か否かの判断については、あくまでも当該施設の使用形態の実態等によって判断することになります。

イ) 一般的に福利厚生施設とされるもの

体育館、保養所、更衣室、休憩室、娯楽室、売店、食堂、診療室、理髪室等です。

ロ) 福利厚生施設とされないもの

業務の性質上設置された施設は福利厚生施設とされません。

例えば、研修所、夜間勤務者のための仮眠室、制服着用が義務付けられた事業所の更衣室、現場作業員のための浴場、事業に関する専門知識向上のための図書室、その他、廊下等に置かれた自動販売機、通勤施設としての駐車場等があります。

また、会議室と兼用している休憩室等も非課税になりません。

② 路外駐車場（別表1中整理番号35）

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供される次に掲げるものをいいます。

イ) 都市計画駐車場

ロ) 届出駐車場（駐車場法の規定に基づく届出に係るもの）

ハ) 不特定多数の者が利用する公共施設等から概ね200mの距離の範囲内にあつて、一般公共の用に供されると市長が認めたもの

（公共施設等）

- ・ 駅等の交通施設
- ・ 美術館、図書館、博物館等の文化施設
- ・ 都道府県庁、市役所等の公的施設
- ・ 商店街、大型店舗（大型店舗に併設される路外駐車場にあつては、他の大型店舗に限る。）
- ・ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学
- ・ その他の公益上必要な施設

『注 意』

○ 一般公共の用に供されているものであれば、有料、無料を問わず「路外駐車場」となります。

ただし、月極貸しの駐車場は非課税とされる路外駐車場には該当しません。

なお、非課税とされる施設には、駐車のために供する部分のほか、車路、料金徴収所、ターンテーブル等が含まれます。

③ 消防用設備等及び防災施設・設備等（別表 1 中整理番号 38）

非課税の対象となる消防用設備等及び防災施設・設備等は、消防法施行令別表 1「特定防火対象物一覧表」に掲げられた施設のうち、政令に特に定めのある施設において、消防法や建築基準法等の規定に基づき設置されたものがその対象となります。[令 56 の 43]

【消防用設備等の範囲】

- ・ 消防法第 17 条第 1 項の消防用設備等で技術上の基準に適合するもの
- ・ 消防法第 17 条の 2 の 5 第 1 項、第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用があるもの

【防災施設・設備等の範囲】

- ・ 建築基準法第 35 条等の規定に適合するもの
- ・ 建築基準法第 3 条第 2 項の適用がある建築物に設置されているもの

従って、以下に掲げる防火対象物、消防用設備及び防災施設、設備等に該当しない場合は、非課税の適用はありませんのでご注意ください。

【政令で定める特定防火対象物】

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他の遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させる者に限る。）、老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項若しくは第 6 項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法第 5 条第 8 項若しくは第 10 項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させる者に限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。

(6)	<p>ハ 老人デイサービスセンター、経費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更正施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入居させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p>
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に設けられたものと当該地下道を合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

【消防用設備等及び防災施設・設備等一覧表】

項目	整理番号	非課税対象設備等 (床面積を有する部分に限り非課税です)	区分※	非課税割合
消防用水槽・ポンプ室・非常用電源等	1	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消防用設備に係る水槽の設置部分・ポンプ室・パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室・蓄電室・変電室・電気配線シャフトの部分	消防	全部
	2	動力消防ポンプの設備の格納庫		
	3	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分		
消火栓薬剤の貯蔵庫 避難器具格納	4	消火栓箱、消防用器具の格納箱等	消防	全部
	5	消化薬剤の貯蔵庫等		
	6	避難器具の設置部		

※「区分」欄の「消防」は消防設備等を「防災」は防災施設・設備等を示します。

項目	整理番号	非課税対象設備等 (床面積を有する部分に限り非課税です)	区分	非課税割合
中央管理室等	7	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	消防	全部
	8	中央管理室（7の部分を除く）		1/2
階段・廊下	9	階段 (1) 特別避難階段の階段室及びその附室 (2) 避難階段の階段室	防災	全部
		(3) (1) 又は (2) 以外の直通階段で非難階へ通じる階段室 (4) (1) ～ (3) 以外の階段室（防火区画されているものに限る。）	防災	1/2
	10	廊下の部分	防災	1/2
非常用進入口等	11	避難階における屋外への出入口の部分	防災	1/2
	12	非常用進入口（バルコニーを含む。）	防災	全部
非常用エレベーター・吹抜部分等	13	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路（機械室を含む。）	防災	全部
		(2) (1) 以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る。） (3) 吹抜部分及びダクトスペースの部分等（防火区画されているものに限る。）	防災	1/2
避難通路	14	避難通路（主要避難通路及び補助避難通路） (1) スプリンクラー設備の有効範囲内の避難通路[広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定により設置するもの]	防災	全部
		(2) (1) 以外の避難通路[広域市町村圏火災予防条例の規定により設置するもの]	防災	1/2

※「区分」欄の「消防」は消防設備等を「防災」は防災施設・設備等を示します。

項目	整理番号	非課税対象設備等 (床面積を有する部分に限り非課税です)	区分	非課税割合
喫煙所	15	喫煙所[広域市町村圏火災予防条例の規定により設置するもの]	防災	1/2
その他 (行政命令に基き設置するもの)	16	(1) 避難階段の附室 (2) 避難のための屋内バルコニー (3) 防災センター及び防災サブセンター (4) 消防用機器等の操作面積(行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。)	防災	1/2

消防用設備等及び防災施設・設備等一覧表に係る注意事項

- 消防用設備等又は防災施設・設備等であっても、当該施設又は設備が壁、天井などに設置されていて、専用床面積のないものについては、適用されません。
- 表中「整理番号 14 の避難通路」は久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例第 63 条、第 66 条、第 68 条の規定で設置が義務付けられた次の施設の避難通路になります。

第 63 条 (劇場等の屋内の客席)

劇場等の避難通路は、この規定に基き客席内に設けられたものをいう。

第 66 条 (キャバレー等の避難通路)

キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が 150 m²以上の階の客席には、有効幅員 1.6m (飲食店にあっては、1.2m)以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

第 68 条 (百貨店等の避難通路等)

- 1 百貨店等の階のうち、当該階における売場又は展示場の床面積が 150 m²以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅 1.2m (売場又は展示場の床面積が 300 m²以上のものにあつては、1.6m)以上の主要避難通路を 1 以上保有しなければならない。
- 2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 600 m²以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2m 以上の補助避難通路を保有しなければならない。

- 表中「整理番号 15 の喫煙所」は久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例第 34 条 (喫煙等) の規定に基き措置を講じたものをいいます。

従って、百貨店等の売場内の接客カウンターに灰皿が置かれている場合等は、非課税に該当しないこととなります。

(2) 別表2：課税標準の特例対象施設一覧表

整理 番号	施 設	要 件	控除割合		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
1	協同組合等	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	701の41 ①-1
2	各種学校等	学校教育法第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	701の41 ①-2
3	公害防止 施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で特定のもの（整理番号4に掲げるものを除く。）	3/4	—	701の41 ①-3
4	公害防止事業 用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項による許可又は同法第15条の4の2第1項による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で特定のもの	3/4	1/2	701の41 ①-4
5	家畜市場	家畜取引法第2条第3項の家畜市場	3/4	—	701の41 ①-5
6	生鮮食料品価格 安定用施設	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で特定のもの	3/4	—	701の41 ①-6
7	醸造業の製造 用施設	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で特定のもの	3/4	—	701の41 ①-7
8	木材取引市場 木材保管施設	木材取引のために開設される市場で特定のもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で特定のもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で特定のもの	3/4	—	701の41 ①-8
9	ホテル、旅館 用施設	旅館業法第2条第2項のホテル営業又は同条第3項の旅館営業の用に供する施設で特定のもの（整理番号10に掲げるものを除く。）	1/2	—	701の41 ①-9
10	港湾施設	港湾法第2条第5項の港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で特定のもの	1/2	1/2	701の41 ①-10
11	港湾施設	港湾法第2条第5項の港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設で特定のもの	3/4	1/2	701の41 ①-11
12	外国コンテナ 一貨物用施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ一貨物に係る荷さばきの用に供する施設（整理番号11に掲げるものを除く。）	1/2	—	701の41 ①-12

(2) 別表2：課税標準の特例対象施設一覧表

整理 番号	施 設	要 件	控除割合		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
13	港湾運送事業 用上屋	港湾運送事業法第2条第2項の港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（整理番号11に掲げるものを除く。）	1/2	—	701の41 ①-13
14	倉庫業者 の倉庫	倉庫業法第7条第1項の倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（整理番号11及び18に掲げるものを除く。）	3/4	—	701の41 ①-14
15	タクシー事業 用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項のタクシー事業に限る。）の用に供する施設で特定のもの	1/2	1/2	701の41 ①-15
16	公共の飛行場 に設置される 施設	公共の飛行場に設置される施設で特定のもの	1/2	1/2	701の41 ①-16
17	流通業務地区 内の特定施設	流通業務市街地整備に関する法律第4条第1項の流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で特定のもの（整理番号18に掲げるものを除く。）	1/2	1/2	701の41 ①-17
18	流通業務地区 内の倉庫業者 の倉庫	流通業務市街地整備に関する法律第4条第1項の流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2	701の41 ①-18
19	特定信書便 事業の用に 供する施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項の特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	1/2	1/2	701の41 ①-19
20	心身障害者 多数雇用 事業所	心身障害者を多数雇用するものとして特定の事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るもの）	1/2	—	701の41 ②
21	特定農産加工 事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で一定のもの （当該事業が法人の事業である場合には平成28年3月31日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成28年分まで）	1/4	—	附則 33⑤

(3) 別表3：減免対象施設一覧表

施設	減免の割合
1 「教科書出版事業用施設」 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	資産割及び従業者割の2分の1
2 「劇場等」 法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で次に掲げるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上） </div>	資産割の2分の1 当該舞台等に係る資産割の2分の1
3 「指定自動車教習所」 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
4 「修学旅行バス用施設」 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項に規定する一般自動車運送事業者で同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設 ただし、その者が、当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。	資産割及び従業者割の一定割合 （一定割合とは、当該旅行に係るバスの総走行キロメートル数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除して得た数に2分の1を乗じて得た割合をいう）
5 「酒類卸売業の保管倉庫」 酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
6 「タクシー事業用施設」 法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
7 「中小企業近代化助成施設」 旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第19号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全部
8 「農林中央金庫」 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の全部

(3) 別表3：減免対象施設一覧表

施設	減免の割合
9 「農業協同組合等の共同利用施設」 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	資産割及び従業者割の全部
10 「果実飲料等の保管用施設」 果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（市内に有する当該倉庫の合計延床面積3,000平方メートル以下の場合に限る。）	資産割の2分の1
11 「ビルメンテナンス業施設」 ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	従業者割の全額
12 「列車内の食堂及び売店の事業用施設」 列車内において食堂及び売店の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	従業者割の2分の1
13 「古紙回収事業用施設」 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
14 「家具保管用施設」 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
15 「ねん糸等製造の保管用施設」 ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	資産割の2分の1
16 「つけものの製造用施設」 野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3
17 「藪い製品製造業の保管施設」 藪い製品の製造を行う者が、原材料又は製品の保管の用に供する施設（藪製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む。）	資産割の2分の1
18 「倉庫業者の倉庫」 地方税法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が30,000平方メートル未満であるものに限る。）	資産割及び従業者割の全部
19 「粘土かわら製造業保管施設」 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉 ^{ゆう} 場を含む。）及び製品倉庫	資産割の2分の1
20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める施設	市長が定める割合
21 天災その他災害等により、事業所用家屋が滅失し又は甚大な損害を受けた場合	市長が定める割合

13 事業所税の申告書の記載例

次の設例に基づき、申告書および別表1～4の記載例を示しました。

〈 設 例 〉

A倉庫株式会社は3月決算法人で、平成26年3月31日決算期末の事業所面積および同期中に支払われた従業員給与総額の状況は次のとおりです。

● 本店	(所在地) 城南町〇-〇 ××ビル1F
	※貸ビルに入居 (所有者) B商事(株) 六ツ門町〇-〇
	〈 貸ビル内訳：延床面積 4,000.00 m ² 〉
	・専用部分 A倉庫(株) 1,015.07 m ² 他入居者分 1,827.15 m ²
	・共用部分 1,157.78 m ² (廊下、階段など)
イ 事業所床面積	1,428.55 m ²
(イ) 専用床面積	1,015.07 m ²
(ロ) うち休憩室	100.00 m ²
(ハ) 共用床面積	413.48 m ²
ロ 従業員給与総額	320,000,000 円
(イ) 従業員数	80 人
(ロ) うち障害者(3人)および高齢者の従業員(7人)の給与総額	40,000,000 円

※共用部分の計算

$$\begin{aligned}
 \text{A倉庫(株)の共用床面積} &= \text{共用部分} \times \text{Aの専用部分} \div \text{延専用部分} \\
 &= 1,157.78 \text{ m}^2 \times 1,015.07 \text{ m}^2 \div (1,015.07 + 1,827.15) \text{ m}^2 \\
 &= 413.48 \text{ m}^2 \quad (\text{小数点3位以下切捨て})
 \end{aligned}$$

● 北野支店	(所在地) 北野町中〇-〇
イ 事業所床面積	4,100.00 m ²
(イ) うち倉庫業者の特例適用の倉庫	4,000.00 m ²
ロ 従業員給与総額	160,000,000 円
(イ) 従業員数	40 人

● 合川支店	(所在地) 合川町〇-〇
	※平成25年5月10日 新設
イ 事業所床面積	120.09 m ²
ロ 従業員給与総額	18,006,583 円
(イ) 従業員数	5 人

※一の支店新設のため、6月～3月までの10ヶ月分で資産割の月割計算を行います。

$$\text{課税標準} = 120.09 \text{ m}^2 \times 10 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 100.07 \text{ m}^2 \quad (\text{小数点3位以下切捨て})$$

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>	平成26年 5月31日	※ 処理 事項			発信年月日	整理番号	事務所区分	法人(個人)番号	申告区分
	久留米市長殿		通信日付印	確認印					
				申告年月日	平成 年 月 日				
(フリガナ) 氏名又は 名称	Aソウコ A倉庫 株式会社	住所 本店	〒 830-XXXX (電話 0942-30-XXXX)		事業種目	倉庫業			
(フリガナ) 法人の代 表者氏名	クルメ タロウ 久留米 太郎	又は 所在地 支店	〒 (電話)		資本金の額又 は出資金の額	100,000 千円			
					所轄税務署名	久留米 税務署			
					この申告に 応答する者 の氏名	(電話 0942-30-XXXX) 久留米 次郎			

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 事業年度又は課税期間 の事業所税の 申告書

資 産 割	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	5,528.55	㎡	従 業 者 割	従業員給与総額 ⑬	498,006,583	円
	非課税に係る 事業所床面積	算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積 ②	120.09	㎡		非課税に係る従業員給与総額 ⑭	40,000,000	円
	控除事業所 床面積	①に係る非課税床面積 ③	100.00	㎡		控除従業員給与総額 ⑮		円
	課税標準と なる事業所 床面積	②に係る非課税床面積 ④		㎡		課税標準となる従業員給与 総額 (⑬-⑭-⑮) ⑯	458,006,000	円
	資産割額	①に係る控除床面積 ⑤	3,000.00	㎡		従業員割額 $(⑯ \times \frac{0.25}{100})$ ⑰	1,145,015	円
	既に納付の確定した 資産割額	②に係る控除床面積 ⑥		㎡		既に納付の確定した従業員割額 ⑱		円
	この申告により納付すべき 資産割額	①に係る課税標準となる 床面積 $(①-③-⑤) \times \frac{1.2}{12}$ ⑦	2,428.55	㎡		この申告により納付すべき 従業員割額 (⑰-⑱) ⑲	1,145,015	円
	この申告により納付すべき 事業所 税額	②に係る課税標準となる床面積 ⑧	100.07	㎡		この申告により納付すべき事業所 税額 (⑲+⑳) ㉑	2,662,100	円
	この申告により納付すべき 資産割額	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	2,528.62	㎡		備考 関与税理士氏名 (電話)		
	この申告により納付すべき 資産割額	資産割額 (⑨×600円) ⑩	1,517,172	円				
この申告により納付すべき 資産割額	既に納付の確定した資産割額 ⑪		円					
この申告により納付すべき 資産割額	この申告により納付すべき資産割額 (⑩-⑪) ⑫	1,517,172	円					

第44号様式記載心得

- 1 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）所在地の市長に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名押印すること。
- 4 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び久留米市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記すること。
- 5 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載すること。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。
- 6 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本の金額又は出資金額を記載すること。
- 7 「事業所税の 申告書」は、次により記載すること。
 - (1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しない。
 - (2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」
- 8 ①及び②の欄は、別表1（事業所等明細書）の「1算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 9 ③及び④の欄は、別表2（非課税明細書）の⑦の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 10 ⑤及び⑥の欄は、別表3（課税標準の特例明細書）の⑧の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 11 ⑦の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）が12月に満たない場合は（①－③－⑤）の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記載すること。
- 12 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する（②－④－⑥）の床面積（算定期間が12月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とする。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載すること。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）
$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）
$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 13 ⑬の欄は、別表1の従業者給与総額④の合計を記載すること。
- 14 ⑭の欄は、別表2の非課税従業者給与総額⑤の合計を記載すること。
- 15 ⑮の欄は、別表3の控除従業者給与総額⑥の合計を記載すること。
- 16 ⑯の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
- 17 ⑰の欄は、申告納付すべき税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

事業所等明細書

明細区分の別		算定期間	平成 25 年 4 月 1 日から	※ 整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
1 算定期間を通じて使用された事業所等			平成 26 年 3 月 31 日まで	※ 処理事項				
2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等				氏名又は名称	A 倉庫(株)			

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称 名氏・所住者有所の屋家用所業事	所在地及びビル名		資 産 割			従 業 者 割	
			専用床面積 ㊦	共用床面積 ㊧	事業所床面積 (㊦+㊧) ㊨	使用した期間(平成年月日) 同 上 の 月 数	従業者数 ㊩	従業者給与総額 ㊪	
	①	本店	城南町 0-0 ××ビル1F	1,015.07			. . から	人	円
	2	久留米市六ッ門町0-0 B商事(株)		413.48	1,428.55		. . まで		
	計						12月	80	320,000,000
	①	北野支店	北野町中 0-0	4,100.00			. . から	人	円
	2	自社所有			4,100.00		. . まで		
	計						12月	40	160,000,000
	①						. . から	人	円
	2						. . まで		
	計						月	120	480,000,000
	1						. . から	人	円
	2						. . まで		
	計						月		
	1	合川支店	合川町 0-0	120.09	(100.07)		25.5.10 から	人	円
	2	自社所有			120.09		26.3.31 まで		
	計						10月	5	18,006,583
	1				(100.07)		. . から	人	円
	2				120.09		. . まで		
	計						月	5	18,006,583
	1						. . から	人	円
	2						. . まで		
	計						月		
	①						. . から	人	円
	②						. . まで		
	計						月	125	498,006,583

第四十四号様式別表一 (提出用)

第4号様式別表1記載心得

- 1 この明細書は、第4号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 4 「明細区分」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいうものであること。また、計は、1又は2のそれぞれの合計をいうものであること。
 - (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付すること。
 - (3) 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載していくこと（「専用床面積⑦」及び「共用床面積⑧」の合計は、記載する必要のないものであること。）。
 - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せば足りるものであること。
- 5 「専用床面積⑦」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。
- 6 「共用床面積⑧」の欄は、専用床面積に対応する第4号様式別表4の⑥の共用床面積を記載すること。
- 7 「事業所床面積⑨」の欄は、「専用床面積⑦」と「共用床面積⑧」の合計を記載すること。

なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載すれば足りるものであること。
- 8 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要がないものであること。
- 9 「同上の月数」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）

当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）

当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 10 「従業者数⑩」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数（地方税法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者を含む。）を記載すること。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載すること。

なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付すること。
- 11 「従業者給与総額⑪」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載すること。

非課税明細書

算定期間	平成 25 年 4 月 1 日から	※ 整理番号	事務所	区分	個人(法人)番号	申告区分
	平成 26 年 3 月 31 日まで	※ 処理事項				
		氏名又は名称	A 倉庫 (株)			

※	事業所等の名称	本店	事業所等の所在地	城南町 0-0 ××ビル 1F		
非課税の内訳				資産割	従業者割	
				非課税床面積	非課税従業者数	非課税従業者給与総額
法第701条の34第 3 項第 26 号該当 休憩室				100.00 m ²	1 人	円
法第701条の34第 項第 号該当						
法第701条の34第 項第 号該当						
障害者・ 65歳以上の従業者					10	40,000,000
合 計				100.00	10	40,000,000

※	事業所等の名称		事業所等の所在地			
非課税の内訳				資産割	従業者割	
				非課税床面積	非課税従業者数	非課税従業者給与総額
法第701条の34第 項第 号該当				m ²	人	円
法第701条の34第 項第 号該当						
法第701条の34第 項第 号該当						
障害者・ 歳以上の従業者						
合 計						
非課税事業所床面積等の合計				100.00	10	40,000,000

第四十四号様式別表二 (提出用)

第44号様式別表2記載心得

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の34（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 4 ㊦の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。）を記載すること。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表4の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないこと。
- 5 ㊧の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者）を該当項目ごとに記載すること。
- 6 ㊨の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載すること。

課税標準の特例明細書

算定期間	平成 25 年 4 月 1 日から	※ 整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
	平成 26 年 3 月 31 日まで	処理事項				
		氏名又は称	A 倉庫 (株)			

※	事業所等の名称	北野支店			事業所等の所在地	北野町中 0-0		
課税標準の特例内訳	資 産		割		従 業 者		割	
	課税標準の特例適用対象床面積 (ア)	控除割合 (イ)	控除事業所床面積 (ア×イ) (ウ)	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 (エ)	控除割合 (イ)	控除従業者給与総額 (エ×イ) (カ)		
法第701条の41 第 1 項第 14 号該当 倉庫業者の倉	4,000 ^{m²} ₀₀	$\frac{3}{4}$	3,000 ^{m²} ₀₀	円	円			
法第701条の41 第 項第 号該当								
雇用改善助成対象者						$\frac{1}{2}$		
合 計	4,000 ⁰⁰		3,000 ⁰⁰					
※	事業所等の名称				事業所等の所在地			
課税標準の特例内訳	資 産		割		従 業 者		割	
	課税標準の特例適用対象床面積 (ア)	控除割合 (イ)	控除事業所床面積 (ア×イ) (ウ)	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 (エ)	控除割合 (イ)	控除従業者給与総額 (エ×イ) (カ)		
法第701条の41 第 項第 号該当				円	円			
法第701条の41 第 項第 号該当								
雇用改善助成対象者						$\frac{1}{2}$		
合 計								
控除事業所床面積の合計				3,000.00 ⁰⁰	控除従業者給与総額の合計			

第四十四号様式別表三 (提出用)

第44号様式別表3記載心得

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の41又は附則第32条の7、第32条の8若しくは第39条第7項（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合に第44号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 4 ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㊥の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。
なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第32条の7、第32条の8及び第39条第7項の規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。
- 5 ㊧の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（㊥の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

共用部分の計算書

算定期間	平成 25 年 4 月 1 日から	※	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
	平成 26 年 3 月 31 日まで	処理事項			/		
		氏名又は称名	A 商事 (株)				

※	事業所等の名称	本店		事業所等の所在地	城南町 0-0 ××ビル 1F		
専用部分の延べ面積	①	2,842.22	m ²	③ の 内 訳			⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	1,015.07	m ²	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ㉞			m ²
非課税に係る共用床面積	③			防 災 に 関 す る 設 備 等	全部が非課税となる共用床面積 ㉟		
③以外の共用床面積	④	1,157.78			2分の1が非課税となる共用床面積 ㊱		(×1/2)
共用床面積の合計 (③+④)	⑤	1,157.78		㉞ ~ ㊱ 以 外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積 ㊲			
事業所床面積となる共用床面積 $\left[④ \times \frac{②}{①} \right]$	⑥	413.48		合 計 (㉞ ~ ㊲)			㊳

※	事業所等の名称			事業所等の所在地			
専用部分の延べ面積	①		m ²	③ の 内 訳			⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②			消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ㉞			m ²
非課税に係る共用床面積	③			防 災 に 関 す る 設 備 等	全部が非課税となる共用床面積 ㉟		
③以外の共用床面積	④				2分の1が非課税となる共用床面積 ㊱		(×1/2)
共用床面積の合計 (③+④)	⑤			㉞ ~ ㊱ 以 外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積 ㊲			
事業所床面積となる共用床面積 $\left[④ \times \frac{②}{①} \right]$	⑥			合 計 (㉞ ~ ㊲)			㊳

第四十四号様式別表四 (提出用)

第44号様式別表4記載心得

1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合に第44号様式別表1に添付すること。

したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要がないものであること。

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」という。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。

4 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」という。）を記載すること。

なお、この専用床面積は、第44号様式別表1の「専用床面積⑦」の欄と一致するものであること。

5 ③の欄は、④の欄の数値を記載すること。

6 ⑦の欄は、次により記載すること。ただし、⑦、⑧及び⑨の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。

(1)⑦の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」という。）第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載すること。

(2)⑧の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載すること。

(3)⑨の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載すること。

(4)⑩の欄は、共用床面積のうち、⑦、⑧及び⑨以外の非課税に係る共用床面積を記載すること。

(5)⑦～⑩に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付すること。

— M E M O —

発行日 平成26年7月

お問合せ 久留米市市民文化部市民税課

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

Tel (0942)30-9098

Fax (0942)30-9753

